

特別事業計画の変更の概要

1. 今回の変更の考え方

- 原子力損害賠償に万全を期すため、「要賠償額の見通し」に係る項目を中心に変更。
- 上記に加え、所要の変更も実施。

2. 主な変更内容

- 要賠償額の見通し
中間指針第五次追補^{*}を踏まえた見積額の増加や、営業損害、風評被害および間接損害等その他に係る見積期間延長や支払実績増に加え、除染等費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたこと等を踏まえ、要賠償額は約 6,173 億円増加し、約 13 兆 2,039 億円となった旨を記載。

<要賠償額増加の内訳>

- ・ 中間指針第五次追補を踏まえた見積額の増加
…約 3,854 億円
- ・ 営業損害、風評被害および間接損害等その他に係る見積期間延長や支払実績増等
…約 1,220 億円
- ・ 除染等費用および中間貯蔵費用の一部について、応諾実績の増加や、関連事業の進展により、一定の予見可能性が生じてきたことによる増加等
…約 1,098 億円

以上

※ 2022年12月20日、原子力損害賠償紛争審査会において決定された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補（集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて）」